

別表 (第5条関係)

経費	交付対象事業の内容	限度額
危険住宅の除去等に要する経費 (除去等費)	移転を行う者に対して危険住宅の除却等に要する費用を交付する事業	(除却費) 木造 31千円/1㎡ 非木造 44千円/1㎡ (動産移転費) 975千円/1戸
危険住宅に代わる住宅の建設(購入を含む。)及び改修に要する経費 (建物助成費)	移転を行う者に対して危険住宅に代わる住宅の建設又は購入(これに必要な土地の取得を含む。)及び改修をするために要する資金を金融機関、その他の機関から借入れた場合において、当該借入金利子(年利率8.5%を限度とする。)に相当する額の費用を交付する事業	1戸当たり4,210千円を限度とする。ただし、建物の建設(購入)に係る部分は3,250千円、土地の取得に係る部分は960千円を限度とする。